

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	重度心身障害者医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようないリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

重度心身障害者医療費助成事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて守秘義務または個人情報保護についても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

玉名市長

## 公表日

令和7年5月30日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成事務
②事務の概要	<p>重度心身障がい者の福祉の増進を図るための医療費助成であり、これを受けとができるものは、玉名市内に住所がある(施設等の入所者については、住所地特例措置)満1歳以上のもので、医療保険の被保険者または被扶養者となっている、次のいずれかに該当するものです。</p> <p>1.身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方 2.療育手帳のA1またはA2をお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方 4.福祉手当を受けるに相当する障がいをお持ちの方</p> <p>なお、ご本人またはご両親、配偶者、子どもさんの所得が一定の所得額(障害児福祉手当の支給が制限される所得の額)を超える場合は医療費の助成を受けることができません。</p> <p>Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、玉名市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	総合福祉システム(WEL+)、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度医療受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号 玉名市個人番号の利用に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ] <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">3) 未定</div>
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部総合福祉課
②所属長の役職名	総合福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部総合福祉課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [ 1,000人未満(任意実施) ]
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上      2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]  
[選択肢]  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	
判断の根拠	・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	玉名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	玉名市個人番号の利用に関する条例	事後	
平成29年11月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない	①実施する ②(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の108項に準ずる独自利用事務	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	②松岡 康吉	②井上 康博	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②井上 康博	②総合福祉課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の108項に準ずる独自利用事務	②(特定個人情報の照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム	総合福祉システム(WEL+)	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②(特定個人情報の照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	②(特定個人情報の照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>十分である</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和6年12月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>十分である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	重度心身障がい者の福祉の増進を図るために医療費助成であり、これを受けうるものは、玉名市内に住所がある(施設等の入所者については、住所地特例措置)満1歳以上のもので、医療保険の被保険者または被扶養者となっている、次のいずれかに該当するものです。 1.身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方 2.療育手帳のA1またはA2をお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方 4.福祉手当を受けるに相当する障がいをお持ちの方 なお、ご本人またはご両親、配偶者、子どもさんの所得が一定の所得額(障害児福祉手当の支給が制限される所得の額)を超える場合は医療費の助成を受けることができません。	重度心身障がい者の福祉の増進を図るために医療費助成であり、これを受けうるものは、玉名市内に住所がある(施設等の入所者については、住所地特例措置)満1歳以上のもので、医療保険の被保険者または被扶養者となっている、次のいずれかに該当するものです。 1.身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方 2.療育手帳のA1またはA2をお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方 4.福祉手当を受けるに相当する障がいをお持ちの方 なお、ご本人またはご両親、配偶者、子どもさんの所得が一定の所得額(障害児福祉手当の支給が制限される所得の額)を超える場合は医療費の助成を受けることができません。  Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、玉名市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が 医療機関受診時に公費医療費助成	事前	
令和7年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム(WEL+)	総合福祉システム(WEL+)、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年5月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	玉名市個人番号の利用に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号 玉名市個人番号の利用に関する条例第4条第1項	事前	
令和7年5月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		2)十分である	事前	